

学校感染症等に係る登園に関する意見書について(依頼)

平素は、園児の健康・安全にご理解・ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
ご多忙のところ恐縮ですが、下記幼児の疾患について意見書欄にご記入の上、保護者にお渡しくださいますよう、よろしくお願いいたします。
早苗幼稚園 園長 吉川 巧一

早苗幼稚園園長 あて

学校感染症等に係る登園に関する意見書

氏名(男・女)

生年月日 平成/令和 年 月 日生まれ

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、____年 ____月 ____日以降の登園が可能であると判断しました。

【病名】

- インフルエンザ(A型・B型) 幼稚園:発病後5日かつ解熱後3日経過
- 麻疹 [解熱後3日経過] 風しん [発疹消失]
- 水痘 [すべての発疹の痂皮化]
- 咽頭結膜熱 [主要症状消褪後2日経過]
- 流行性耳下腺炎 [耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現したあと5日経過し かつ全身状態が良好]
- 百日咳 [特有の咳が消失 または 5日間の適正な抗菌性物質製剤療法が終了]
- 結核 [感染のおそれなし]
- 髄膜炎菌性髄膜炎 [感染のおそれなし]
- 流行性角結膜炎
- A群溶血性連鎖球菌咽頭炎(溶連菌感染症)
- アデノウイルス感染症
- 感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなどによるもの)
- 急性細気管支炎(主としてRSウイルス感染によると考えられるもの)
- いまだ病名の確定には至っていませんが、下記のような病状から「感染のおそれなし」と判断できず、時点での登校・登園は不適切であると判断します
(血液・粘液を含む便、 24時間以内に複数回の嘔吐、 原因不明の発しん、 よだれを伴う口内痛・口内炎、
発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛、 がんこな咳漱、 唾液腺の腫大)
- その他の意見()

令和 年 月 日

医療機関名
診察医師

印

学校において予防すべき感染症(「学校感染症」)

種別	疾患名
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスによるものに限る)、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、鳥インフルエンザ(H5N1)、新型インフルエンザ等感染症、新感染症、指定感染症
第2種	インフルエンザ、百日咳、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふく)、風しん(3日ばしか)、水痘(水ぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157)、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎(ものもらい)、急性出血性結膜炎、その他の感染症 ※ 溶連菌感染症・A型肝炎・感染性胃腸炎・アデノウイルス感染症・気道感染・RSウイルス感染症 マイコプラズマ感染症・手足口病・ヘルパンギーナ・突発性発疹症・帯状疱疹・単純ヘルペス歯肉口内炎 伝染性紅斑(りんご病)・伝染性膿痂疹(とびひ)・頭じらみ・伝染性軟属腫(水いぼ)

※例示した疾患は、必ずしも感染症法・学校保健安全法に規定された感染症に限らず、出席停止の措置が望ましい疾患すべてが対象となります